

牟田事務所 許可通信

<http://doricome21.la.cocacn.jp/assurance.html>

2017.12

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★～今年もいろんな改正がありました～

リーマンショック以降離れていった職人さんは戻ってきません

【人手不足】 改正ではありません 今後も続く人手不足 技能労働者も技術者も

有効求人倍率：全国で約4倍、技術者は5倍を超え、建設躯体では9倍を優に超えている

	平成9年	平成28年
建設業就業者数(28%近く減少)	685万人	492万人
技能者(現場の職人さん)	455万人	331万人
技術者(職人さんを管理する人)	41万人	32万人

この内60歳以上が78万人、
55歳以上は173万人(全体の3割!)
25歳未満は減少の一途!

【社会保険未加入問題】 平成29年度より社保未加入者は現場入場ストップ

適切に保険加入していることが出来ない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないことになりました。一人親方についても保険加入にあたり判断事例等も発表されました。

【建設工事標準請負約款】

標準請負約款が改正され、請負代金内訳書に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険にかかる法定福利費の明示が義務付けられました。

【働き方改革・生産性向上】 4週8閉所(週休2日) IoT、ロボット、AI

国交省では「週休2日の推進に向けて適切な工期設定について」を発出し、週休2日対応の工期設定を進めることにしました。言うは易しです。通常工事より工事が長くなり経費(間接費)がかさむので現場管理費等の補正等も必要ですよね。

【技術検定](セコカン) 平成29年度より 学科試験2回開催

若年層の入職者が大幅に減少し、離職率も高いなか技術検定の受験者数も減少ということで、若い方にもドンドン資格を取っていただきましょう。まず、「土木」と「建築」を先行的に、年に2回の学科試験を実施。来年度より2級建築施工管理技士の種別「建築」「躯体」「仕上」が統合されます。電気通信工事施工管理技術検定が創設されました。建築なら6月に学科を受けて、合格なら通常の10月実地だけ、もしダメだったら10月に再度学科と実地を受ける!。こんな方法がいいですね。

★運送業★～今年もいろんな法改正がありました～

今年も残すところあとわずか。あっという間に一年が過ぎていくような…振り返ってみれば今年も運送業界では様々な法改正がありました。

3月31日 **運行記録計装着義務車両拡大**

タコグラフを注文してもなかなか間に合わない！なんてことがありました。しかし『これを機に全車両デジタコ付けたよ～』というポジティブな声も聞けました。せっかくですから省エネ運転に取り組んでいただき、燃費 UP！事故ゼロ！に徹する良いきっかけになりました。省エネ運転について改めてセミナーも開催しました。



7月1日 **荷待ち時間、地点等を乗務記録(運転日報)に記載**する

運送業界の抱える拘束時間問題！これにテコ入れを！という第一歩？運転日報に30分以上の荷待ちについては記載することとなりました。拘束時間のうち荷待ち時間が平均1時間45分という現状が改善されれば拘束時間に悩まされなくなる！その一方で昔は稼げたトラックドライバー。時短になりお給料は…やはり大型で長距離希望のドライバーさんもいるのでどうしたものかと新たな悩みもともに解決してまいりました。



11月4日 **標準貨物運送約款の改正**

不明確だった運賃の内訳を明確化するよう標準貨物運送約款が変更になりました。積込積卸料、待機時間料等を設定するような内容に変更となりました。また告示から施行まで期間があっという間！『約款を変えるのか料金を変えるのかどうしたらいいの～』の声頻発。しかしこれをきっかけに上手く料金改正を行えた事業所様からは、荷主さんや元請けさんに交渉しやすかった！拘束時間の短縮や運賃の適正な受領ができるといいなと前向きな声も上がる一方、交渉の難しさを皆様から改めて学ばせていただきました。

今年も多く法改正があった運送業界。法改正のみならず、今まで通り拘束時間、健康診断、法定教育、社会保険加入等、多くの法律を守った事業運営が求められます。来年も皆様が適正・適切な事業運営が出来る様、牟田事務所も行政（許可認可等）・社労部門（コンサルティング等）タッグを組みサポートいたします！宜しくお願い致します！（^）！

平成30年 行政書士牟田事務所 月例勉強会

法改正の多い運送業と産業廃棄物について来年も牟田事務所勉強会を開催します。

一緒に勉強しましょう(^_^)/~

運送業

平成30年1月18日（木）18：00～

許可要件

平成30年3月15日（木）18：00～

改善基準告示

産業廃棄物

平成30年2月22日（木）18：00～

水銀関係・法改正

平成30年4月19日（木）18：00～

建設系廃棄物

★産業廃棄物★

先日、産業廃棄物収集運搬業をするのに一般貨物運送業の許可が必要ですか？ と質問をいただきました。

結論、**必要になる場合があるが、廃棄物処理法では規定されていない**のが現状です。

それぞれの見解を見てみましょう・・・

★貨物自動車運送事業法★

貨物自動車運送事業法では他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合、一般貨物運送業の許可が必要であるとしています。

ただし、国交省が公開している平成15年8月12日付けの法令適用事前確認手続照会及び回答事案では、『当該運送行為が、自己の生業と密接不可分であり、その業務に附帯しておこなわれる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているもの』と認められ、貨物自動車運送事業法の許可等を要しないと補足しています。

「生業と密接不可分な運送行為には運送業の許可不要」ということは「中間処理業者または最終処分業者が自社の事業場まで廃棄物を運搬する場合は、運送業の許可不要」と解釈できますが、裏を返せば、**収集運搬業のみを行う場合は運送業の許可が必要**ということです。

★廃棄物処理法★

これに対し廃棄物処理法では、収集運搬業の許可基準として、貨物自動車運送事業法許可の取得が義務付けられていません。そのため、自家用車両で収集運搬業の許可を受け、廃棄物の収集運搬をしたとしても、廃棄物処理法違反にはなりません。

産業廃棄物の行政窓口に「収集運搬業をする場合、運送業の許可が必要なんですか？」と聞けば「中部運輸局に確認してください」と言われるでしょうし、中部運輸局に相談すれば「必要です」と回答されます。産業廃棄物窓口は「収集運搬業の許可要件ではありませんので、許可があるかどうかは確認しません。」となれば、あとはコンプライアンスの問題になってきます。

毎月この許認可通信の運送業ページでもお伝えしているように、運送業の許可を取ると規制が厳しくなります。しかし収集運搬業者で運送業の許可を持っている業者といえはやはりコンプライアンス等、意識の高い会社という観点でイメージアップにつながります。

今後、廃棄物処理法でこの件が規定される等は考えにくいですが、もし運送業許可の取得を検討されている事業所様は牟田事務所へご連絡ください。



※一般廃棄物収集運搬業許可では名古屋市など一部の市町村において、許可条件として“**緑ナンバー**”取得を求めているところもあります。

一般廃棄物を運搬するために運送業の許可を取得する場合、緩和措置があり1台から許可が下りますが、産業廃棄物の場合は通常通り5台ないと許可されません。

なりゆき介護？
が始まる前に

人生後半戦に突入したら知りたい！

自分のルーツ！！ ★The相続★

年末年始にご親族が集まる団欒でご検討ください

遺言がある場合 基本的にはその遺言書とおりに相続手続きを進めます。ただし遺言の作成後に、保険の加入や、株の売買などがあった場合には注意が必要です。

遺言がない場合 遺言書が残されていないければ、相続人全員が集まって遺産分割協議を行います。故人の財産について、お亡くなりになった後から全員に納得してもらい、全員分の署名や印鑑をそろえたり大変な時間と労力が必要です。

うちの子どもたちは仲良いし、だれもお金で困っていないから揉めたりしないわよ。
と言いつつ本音「自分の想いをお金に託すということで残された子供たちにどう思われるか不安」なのでは？ はっきり言うと…介護が始まる前に遺言は作成しておくべきです。

なりゆき介護が始まってから**遺言**の話は、健康な頃と比べものにならないほど判断に困ります。

でも…自分のルーツを知りたくありませんか？

**特に、ご自身の両親が亡くなった際に、何の問題ない円満相続された方。
戸籍謄本を見ていないのだと思います、どんなことが書いてあるんでしょう。**

そこで！**行政書士に依頼する理由**とは？

戸籍謄本や除籍など読み方を解説します、例えば…昔から出生届は 14 日以内と決まっています。

しかし、いまほど医療も栄養状態もよくなって生まれて間もなく亡くなる子が多く、
当時は生後 1 か月過ぎてから出生届を出すのも珍しくありませんでした。

でも〇〇さんが生まれた 4 日後にお父様が〇〇区役所で出生届を出されています。

お父様は嬉しくて仕方なかったんでしょうね。

紙に書いてあることをこんな風に**時代背景や当時の風習も交えて解説します。**

さらに想いを口にするとう気持ちの整理ができるそうです。



おまけ びっくり仰天！

東日本大震災後に登記が明治時代のままの土地が見つかったそうです。

土地の資産価値低下の地域で所有者不明の土地が広がり、所有者不明の土地は現在、九州を上回る 410 万 ha もあるんだとか。一定条件のもと所有者が分からない土地を公共事業に活用する、新制度・手続き検討がなされています。田舎だから価値ないし…って放置したんでしょうか？ソーラーパネルとか置いたら儲かっただろうなあ。 ああ、もったいなっ！！